

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月27日

福井県知事 殿

提出者

住所 福井県坂井市三国町三国東六丁目5番13号

氏名 株式会社 半澤組
代表取締役 半澤 政人

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0776-82-1245

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 半澤組
事業場の所在地	福井県坂井市三国町三国東六丁目5番13号
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

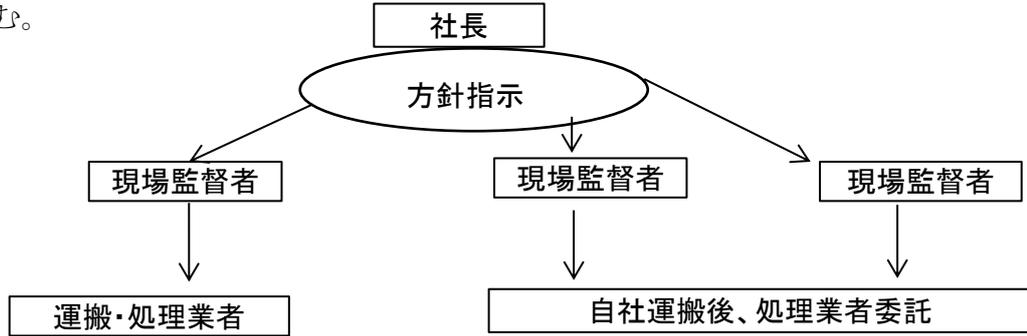
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	D06 総合工事業
②事業の規模	4,290,457,210円 (令和4年度6月期 完成工事高)
③従業員数	33名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	排出した産業廃棄物は自社にて運搬し(※)外部の処理業者に処理を委託する。処理業者にて、廃棄物の種類に応じて「再生利用」「最終処分」を行い処理する。 (一部「運搬・処理業者」に委託する)

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図) 廃棄物の発生抑制・適正処理に向け経営トップが随時方針を示す。各職員は受け持つ現場にてそれに基づき適正な処理を行うとともに廃棄物発生抑制に向け積極的に取り組む。



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙①の通り	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙①の通り	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・社内の情報共有を行い、廃棄物発生を減量できる工法、工程の工夫を推進、共有する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) コンクリート殻、アスファルト殻、木くず、廃プラスチック、金属くず、石綿含有廃棄物、がれき類、廃油、汚泥
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記分別を継続する。 上記以外の廃棄物発生時は都度法令に則り対応する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙②の通り	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物マニフェスト制度の趣旨を職員に徹底し、適正な管理を指示した。 ・産業廃棄物を種類ごとに分別し、それぞれに適した処理業者へ処理委託した。 ・社内品質管理システムに基づき、産廃処理業者の社内評価を継続して行い、評価の高い業者を優先して処理委託を行った。 			

②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙②の通り
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引続き社内会議の場等を活用し、マニフェスト制度の正しい運用方法等知識向上を図る。 ・継続的に処理業者の再評価を行い、優良な業者への処理委託を行うよう職員指導を行う。 		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙①

各種産廃排出量 令和4年度実績・令和5年度計画

産業廃棄物の種類	令和4年度排出量(t)	令和5年度計画(t)
コンクリート殻	2,135.92	2,100.00 (-35.92)
アスファルト殻	310.83	300.00 (-10.83)
金属くず	152.62	150.00 (-2.62)
廃プラスチック	3.975	3.00 (-0.975)
木くず	22.80	20.00 (-2.80)
石綿含有 産業廃棄物	0.00	0.00 (±0)
建設汚泥	803.00	800.00 (-3.00)
混合物	49.25	49.00 (-0.25)
がれき類	0.00	0.00 (±0)
合計	3478.395	2622.000

